

インフルエンザ登園基準について

今年度は4月から学校保健安全法の改正により「発症後5日を経過」が追加され、登園基準の目安が下記の様になりました。

登園に際しては医師による治療証明書が必要です。

「解熱した後3日を経過し、かつ、発症から5日を経過するまで登園停止」

※発症日は0日目とし経過期間には入れません。解熱した日も経過日には算入しません。

インフルエンザ 登園停止期間 早見表

| 発熱期間 | 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 | 9日目 |
|------|---|---|---|---|---|---|--|---|---|------|
| 2日間 |  |  |  |  |  |  | 登園可能 | | | |
| 3日間 |  |  |  |  |  |  | 登園可能 | | | |
| 4日間 |  |  |  |  |  |  |  | 登園可能 | | |
| 5日間 |  |  |  |  |  |  |  |  | 登園可能 | |
| 6日間 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 登園可能 |

発熱 

解熱 

【登園に際しては医師による治療証明書が必要です。】

感染症の拡大防止にご協力をお願い致します。

・・・子どもたちのために